

三次市投票区再編計画（案）

令和 8 年 7 月

三次市選挙管理委員会

1 投票区再編の目的

平成 16 年 4 月の市町村合併以降、外国人を除いた三次市の住民基本台帳人口は、合併当初の 61,164 人から令和 6 年 4 月には 47,519 人と、13,645 人約 22.3%減少しています。

少子高齢化が進行する中、社会変化に対応するため本市では「三次市公共施設等総合管理計画」を策定し、社会動向に応じた公共施設等の配置と量の適正化を順次進めており、また、「三次市定員管理計画」では、将来に向けて持続可能な組織体制を整えるため職員の適正な定数管理に取り組んでいます。

投票区についても、急激に進む人口減少や少子高齢化といった社会情勢に対応できる持続的で安定的な選挙体制を整える必要があるために、速やかに見直しを行わざるを得ない状況にあります。

今回の投票区再編計画（案）は、次に掲げる目的を達成することにより、合理的で効率的な選挙の執行体制を整備しようとするものですが、再編を行うにあたっては、幅広い投票機会を確保し、再編による有権者の不利益を最小限に抑えます。

- (1) 投票区間の不均衡の是正
- (2) 選挙執行体制の確保
- (3) 選挙事務経費の抑制
- (4) 投票環境の改善

2 投票区の現状

(1) 投票区間の不均衡

投票区ごとの選挙人名簿登録者¹（以下「登録者」という。）の数は、令和 6 年 3 月 1 日現在で、最大の三次第 10 投票区（八次小学校ふれあいホール）の 2,563 人と、最小の作木第 3 投票区（峠上集会所）の 75 人で 30 倍以上の差があります。

また、登録者数が 2,000 人を超える投票区が 4 ある一方で、150 人以下の投票区は 19 あり、投票区ごとの登録者数に大きな不均衡が生じています。

同様に、平成の合併前の投票区数に差があったことから、旧市町村間でも不均衡が生じています²（表 1）。

¹ 三次市の選挙人名簿に登録されるのは、三次市に住所を有する年齢満 18 歳（平成 28 年の公職選挙法改正までは 20 歳）以上の日本国民で、その住民票が作られた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き 3 か月以上、三次市の住民基本台帳に記載されている人です。

² 旧市町村ごとの投票区数を比べると、最も人口の多い旧三次市は 37、次に人口が多い旧吉舎町（令和 6 年 3 月時点）で 11、旧吉舎町より 800 人程度人口の少ない旧三和町は 4、一番人口が少ない旧作木村が 7 となっています。

表 1 【旧市町村の登録者数別投票区数】

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

	旧 三 次	君 田 町	布 野 町	作 木 町	吉 舎 町	三 良 坂 町	三 和 町	甲 奴 町	計
100 人以下	1	1		2	2				6
101～150 人 以下	6	1	1	2	3				13
151～200 人 以下	1	2		2		3		1	9
201～300 人 以下	4		1	1	1			1	8
301～400 人 以下	5		2		4	2			13
401～500 人 以下	3						1	1	5
501～1,000 人 以下	7	1			1		3	1	13
1,001～2,000 人 以下	6					1			7
2,001 人～	4								4
計	37	5	4	7	11	6	4	4	78

(2) 選挙執行体制

直近の選挙における市全体の正規職員数に占める投票事務従事者数の割合は約 7 割であり、諸般の事情により従事できない職員もいるため、従事者の配置も難しくなっています。さらに、洪水警報等が発表された際には、人命最優先のため、

排水機場の運転や避難所の開設等、選挙期日であっても、職員は災害対応に当たる

ことになります。そのため、投票所閉鎖のおそれもあります。

昨今の異常気象等による災害への緊急対応など、不測の事態に備え、第 1 次配備
の災害対応に従事する職員を外した選挙執行体制をめざす必要があります。

表 2 【選挙別 投票事務従事者数等の一覧表】

執行日	選挙名	投票事務従事者数		開票事務従事者数		市全体の 正規職員 数（行政 職）（B）	B に占 める A の割合
		正規職 員 （A）	会計年 度任用 職員	正規職 員	会計年 度任用 職員		
令和 4 年 7 月 10 日	参議院議員通常選挙	352 人	49 人	159 人	4 人	536 人	65.7%
令和 3 年 10 月 31 日	衆議院議員総選挙	350 人	53 人	162 人	4 人	538 人	65.1%
令和 3 年 11 月 14 日	広島県知事選挙	333 人	39 人	147 人	3 人	538 人	61.9%
令和 2 年 4 月 12 日	三次市議会議員一般 選挙	344 人	36 人	171 人	4 人	551 人	62.4%
平成 31 年 4 月 21 日	三次市長選挙・三次 市議会議員補欠選挙	375 人	34 人	166 人	1 人	542 人	69.2%

※正規職員数には再任用職員を含む。

(3) 選挙事務経費

投票所の運営には、投票管理者及び投票立会人に要する費用、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当、投票所として借り上げた建物や機器等の借料など様々な経費がかかります。

この選挙事務経費は、投票者数にかかわらず、1つの投票所につき一定の額が必要となります。

国政選挙や県知事選挙・県議会議員選挙の経費については国県の財源措置がされていますが、昨今、国政選挙や県の選挙の執行経費が、やや不足しています。

その要因としては、衆議院議員選挙、参議院議員選挙ともに平成25年の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により投票所経費や開票所経費基本額が大きく下がったことが挙げられます。

このため、執行経費の不足を解消するためには、投票所の箇所数を減らして立会人の報酬や職員人件費等を抑える必要があります。

特に、市長選挙・市議会議員選挙の経費については、三次市の一般財源で措置しなければならないことから、適切な選挙執行に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げる工夫が必要です。

表 3 【選挙別 執行経費一覧表】

執行日	選挙名	総費用	総収入 (国県支出金)	三次市負担分
令和 4 年 7 月 10 日	参議院議員通常 選挙	45,603,047 円	44,189,962 円	1,413,085 円
令和 3 年 11 月 14 日	広島県知事選挙	36,765,821 円	36,144,981 円	620,840 円
令和 3 年 10 月 31 日	衆議院議員総選 挙	41,337,123 円	41,337,123 円	0 円
令和 2 年 4 月 12 日	三次市議会議員 一般選挙	65,665,865 円	0 円	65,665,865 円
平成 31 年 4 月 21 日	三次市長選挙・ 三次市議会議員 補欠選挙	46,157,014 円	0 円	46,157,014 円

(4) 投票環境

令和 4 年 7 月に執行された参議院議員通常選挙において投票所として使用した施設の種別は、表 6 のとおりです。

集会施設（非公共施設）が 33 ヶ所で、全体の約 42.3%を占めています。集会施設（非公共施設）とは、自治会等が所有する施設のことで、市役所等の公共施設と比較すると駐車場の数が少なく、一部の施設は床が畳で、トイレは和式、車椅子で投票所に入れないなどバリアフリー対応が十分ではありません。

現在の投票所のバリアフリー状況について、以下の評価項目にポイントを各 1 ポイント付与して投票所毎にポイントを集計（10 ポイント満点）したところ、次の結果でした（表 4）。

また、投票所には、投票の秘密や選挙の公正を確保するため、必要な設備が求められます（公職選挙法施行令〔昭和 25 年政令第 89 号〕第 32 条）。しかしながら、現在、投票所として使用されている集会施設（非公共施設）は、その目的が限定されているため、投票スペースとしては必要な広さが不足しています。

表 4 【バリアフリーポイント別の投票所数】

	市役所本庁舎、支所	コミュニティセンター	学校	保育所	その他公共施設	集会施設（非公共施設）	民間施設	計
10 ポイント		1						1
9 ポイント	4	1			4			9
8 ポイント		14	1	3	2	3		23
7 ポイント		2	3		2	10	1	18
6 ポイント		2	2		1	9		14
5 ポイント					1	4		5
4 ポイント					1	4		5
3 ポイント						2		2
2 ポイント						1		1
1 ポイント								
計	4	20	6	3	11	33	1	78

※ポイントが高いほどバリアフリー対応ができています。

※「その他公共施設」は、三次市福祉保健センター、上田体育館、布野生涯学習センターなど。民間施設は JA ひろしま 青果市場です。

(評価項目)

- 駐車場がある… 1 ポイント
- 車いすの使用が可能… 1 ポイント
- スロープがある（段差がない）… 1 ポイント
- トイレが水洗（簡易水洗含む。）である… 1 ポイント
- トイレが洋式である… 1 ポイント
- エアコン（暖房）がある… 1 ポイント
- エアコン（冷房）がある… 1 ポイント
- 床が畳ではない… 1 ポイント
- 平時も土足可である… 1 ポイント
- 衆参同日選挙（投票箱を 5 個置ける）に対応可能… 1 ポイント

表5【投票所バリアフリー 一覧表】

★ブルーシート等を敷かないと土足が可にならない場合は土足不可とする。
★衆参同日選挙（投票箱5）に対応可能な面積を200㎡とする。

番号	投票区	名称	施設種別	駐車場	車いす使用	スロープ（段差がない）	トイレ（大便器）			エアコン（冷暖房）		床		衆参同日選挙（投票箱5）の対応 ※200㎡以上…可	投票に使用する面積（㎡）	ポイント
							処理方法	洋式	和式			床の仕様	土足			
							有無	可or不可	有無	水洗（簡易含む）or汲取	有無	有無	暖房の有無			
1	三次第1投票区	三次中学校屋内運動場	学校	有	可	有	水洗	無	有	無	無	フローリング	不可	可		6
2	三次第2投票区	寺戸集会所	集会施設（非公共施設）	無	不可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		6
3	三次第3投票区	三次コミュニティセンター（ふれあい会館）	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	可		9
4	三次第4投票区	三次西健康づくりセンター1階	その他公共施設	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	可		9
5	三次第5投票区	十日市コミュニティセンター（きんさいセンター）	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	可	可		10
6	三次第6投票区	三次市福祉保健センター1階ロビー	その他公共施設	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	可	不可		9
7	三次第7投票区	三次市役所本館1階ロビー	市役所本庁舎・支所	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	可	不可		9
8	三次第8投票区	十日市6区自治会館	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	無	無	無	フローリング	可	不可		7
9	三次第9投票区	三高会館（三次高等学校内）	学校	有	可	有	水洗	有	無	無	無	フローリング	可	不可		7
10	三次第10投票区	八次小学校ふれあいホール	学校	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		8
11	三次第11投票区	四拾貫会館	集会施設（非公共施設）	無	不可	無	汲取	有	無	有	有	畳	不可	不可		3
12	三次第12投票区	J Aひろしま青果市場	民間施設	有	可	有	水洗	有	無	無	無	フローリング	可	不可		7
13	三次第13投票区	酒屋コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
14	三次第14投票区	青河コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
15	三次第15投票区	穴笠会館	集会施設（非公共施設）	無	不可	有	汲取	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		5
16	三次第16投票区	河内コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
17	三次第17投票区	山家地区コミュニティセンター	集会施設（非公共施設）	有	可	有	汲取	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		7
18	三次第18投票区	粟屋西会館	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		8
19	三次第19投票区	粟屋小学校屋内運動場	学校	無	可	有	水洗	有	無	無	無	フローリング	不可	可		6
20	三次第20投票区	下荒瀬集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
21	三次第21投票区	船所集会所	集会施設（非公共施設）	無	不可	無	汲取	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		4
22	三次第22投票区	神杉保育所遊戯室	保育所	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
23	三次第23投票区	辻塚自治会館	集会施設（非公共施設）	有	不可	無	汲取	無	有	無	無	フローリング	不可	不可		2
24	三次第24投票区	田幸コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	不可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		7
25	三次第25投票区	塩町中学校	学校	有	可	有	水洗	有	無	無	無	フローリング	可	不可		7
26	三次第26投票区	和田コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
27	三次第27投票区	和知コミュニティセンター	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	無	無	無	畳	不可	不可		5
28	三次第28投票区	上川立会館	集会施設（非公共施設）	有	可	有	汲取	有	有	無	無	畳	不可	不可		4
29	三次第29投票区	川地小学校屋内運動場	学校	有	可	有	水洗	有	有	有	無	フローリング	不可	可		7
30	三次第30投票区	川地コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
31	三次第31投票区	志和地ふれあい会館	集会施設（非公共施設）	有	可	無	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		7
32	三次第32投票区	川西コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
33	三次第33投票区	有原集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	有	汲取	有	無	有	有	畳	不可	不可		6
34	三次第34投票区	上田体育館	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	無	無	無	フローリング	不可	可		7
35	三次第35投票区	石原公会堂	集会施設（非公共施設）	有	可	有	汲取	有	有	無	無	フローリング	不可	不可		5
36	三次第36投票区	海渡公会堂	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	無	有	有	畳	不可	不可		7
37	三次第37投票区	糸井甲組公会堂	集会施設（非公共施設）	有	不可	有	水洗	有	無	有	有	畳	不可	不可		6
38	君田第1投票区	三次市君田支所	市役所本庁舎・支所	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	可	不可		9
39	君田第2投票区	石原老人集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	無	有	有	畳	不可	不可		7
40	君田第3投票区	檀田林業文化センター	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		8
41	君田第4投票区	泉吉田会館	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	無	有	有	畳	不可	不可		7
42	君田第5投票区	藤兼集会所	集会施設（非公共施設）	有	不可	有	水洗	有	無	有	有	畳	不可	不可		6
43	布野第1投票区	横谷ふれあい会館	その他公共施設	無	可	有	水洗	有	有	無	無	畳	不可	不可		4
44	布野第2投票区	布野生涯学習センター	その他公共施設	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	可	不可		9
45	布野第3投票区	布野保育所	保育所	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
46	布野第4投票区	戸河内下会館	集会施設（非公共施設）	有	可	有	汲取	有	無	有	有	畳	不可	不可		6
47	作木第1投票区	伊賀和志多目的集会所	その他公共施設	有	可	無	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		7
48	作木第2投票区	森山集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	有	汲取	有	有	無	無	フローリング	可	不可		6
49	作木第3投票区	峠上集会所	集会施設（非公共施設）	有	不可	無	汲取	無	有	有	有	フローリング	不可	不可		4
50	作木第4投票区	北部区光守集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	無	汲取	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		6
51	作木第5投票区	下作木構造改善センター	集会施設（非公共施設）	有	可	無	汲取	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		6
52	作木第6投票区	作木福祉保健センター	その他公共施設	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	可	不可		9
53	作木第7投票区	峠下集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	有	汲取	無	有	有	有	フローリング	不可	不可		6
54	吉舎第1投票区	吉舎保育所	保育所	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		8
55	吉舎第2投票区	吉舎保健センター	その他公共施設	有	可	有	水洗	無	有	有	有	フローリング	可	不可		8
56	吉舎第3投票区	安田コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
57	吉舎第4投票区	吉舎転作物簡易加工施設	集会施設（非公共施設）	有	可	無	汲取	有	無	有	有	畳	不可	不可		5
58	吉舎第5投票区	海田原集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	無	有	有	畳	不可	不可		7
59	吉舎第6投票区	敷地コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		8
60	吉舎第7投票区	片野集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	有	汲取	無	有	有	有	フローリング	可	不可		7
61	吉舎第8投票区	八幡コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	不可	無	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		6
62	吉舎第9投票区	檜地区老人集会所	集会施設（非公共施設）	有	不可	無	汲取	有	有	有	有	畳	不可	不可		4
63	吉舎第10投票区	辻福寿会館	集会施設（非公共施設）	有	不可	無	汲取	無	有	有	有	畳	不可	不可		3
64	吉舎第11投票区	吉舎徳市自治交流センター	その他公共施設	有	可	有	水洗	有	有	無	無	フローリング	不可	不可		6
65	三良坂第1投票区	灰塚コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	無	水洗	有	無	有	有	フローリング	不可	不可		7
66	三良坂第2投票区	仁賀コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	無	水洗	無	有	有	有	フローリング	不可	不可		6
67	三良坂第3投票区	田利自治交流センター	その他公共施設	有	不可	有	水洗	無	有	有	有	畳	不可	不可		5
68	三良坂第4投票区	三次市三良坂支所	市役所本庁舎・支所	有	可	有	水洗	有	無	有	有	フローリング	可	不可		9
69	三良坂第5投票区	長田多目的集会所	集会施設（非公共施設）	有	可	有	水洗	有	有	有	有	畳	不可	不可		7
70	三良坂第6投票区	岡田ふれあいセンター	その他公共施設	有	可	無	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		7
71	三和第1投票区	上山コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		8
72	三和第2投票区	敷名コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		8
73	三和第3投票区	板木コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有	有	有	有	フローリング	不可	不可		8
74	三和第4投票区	下板木コミュニティセンター	コミュニティセンター	有	可	有	水洗	有</								

表 6 【施設種別投票所数】

	旧 三 次	君 田 町	布 野 町	作 木 町	吉 舎 町	三 良 坂	三 和 町	甲 奴 町	計
市役所本庁 舎、支所	1	1				1		1	4
コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	9				3	2	4	2	20
学校	6								6
保育所	1		1		1				3
そ の 他 公 共 施 設	2		2	2	2	2		1	11
集会施設(非 公共施設)	17	4	1	5	5	1			33
民間施設	1								1
計	37	5	4	7	11	6	4	4	78

3 投票区の課題

(1) 投票区登録者数の差異

本市では、平成 16 年 4 月の市町村合併以降、平成 28 年度まで旧市町村の投票区割を見直していませんでした。

しかし、投票事務従事者や投票立会人等の確保が困難になってきたことから、平成 29 年度に、地元住民との協議等を経て、原則、登録者数 100 人以下の投票区を近くの投票区に統合し、95 投票区を 78 投票区にしました（17 投票区減）。

その際、今後、100 人以下の投票区ができた場合には、再度、投票区の見直しを検討することとしていました。

令和 6 年 3 月 1 日現在、100 人以下の投票区が 6 となっており、各投票区における登録者数の減少率には地域差があることから、投票区間の差は市町村合併時に比べて一層広がっています。

表 7 は、三次市中心部、北部、南部から抽出した投票区における令和 6 年 3 月定時登録者数についての推移を示したのですが、三次市中心部と周辺部を比較した場合、周辺部の減少率が大きいため、今後、より一層、投票区間の格差が拡大していくことが考えられます。

このように今回の見直しに際しては、100 人以下という投票所ごとの登録者数だけでなく、今後の推移や投票所までの距離、投票所となる施設の環境などを総合的に勘案して、見直す必要があります。

表 7 【投票区ごとの名簿登録者数の推移】

投票区【投票所】（投票所）	平成 30 年 （人）	令和 5 年 （人）	増減率 R5/H30(%)
三次第 7 投票区（三次市役所）	1,601	1,486	-7.2
布野第 3 投票区（布野保育所）	451	405	-10.2
吉舎第 11 投票区（吉舎徳市自治交流センター）	127	113	-11.0

※投票区は、三次市中心部、北部、南部から抽出

（2）投票事務従事者

投票所には、投票事務全般を管理執行する投票管理者、投票管理者が事故等によって職務を行えなくなった場合の職務代理者、投票手続全般に立ち会う投票立会人、名簿対照や投票用紙の交付などを行う職員など投票事務従事者が配置されます。

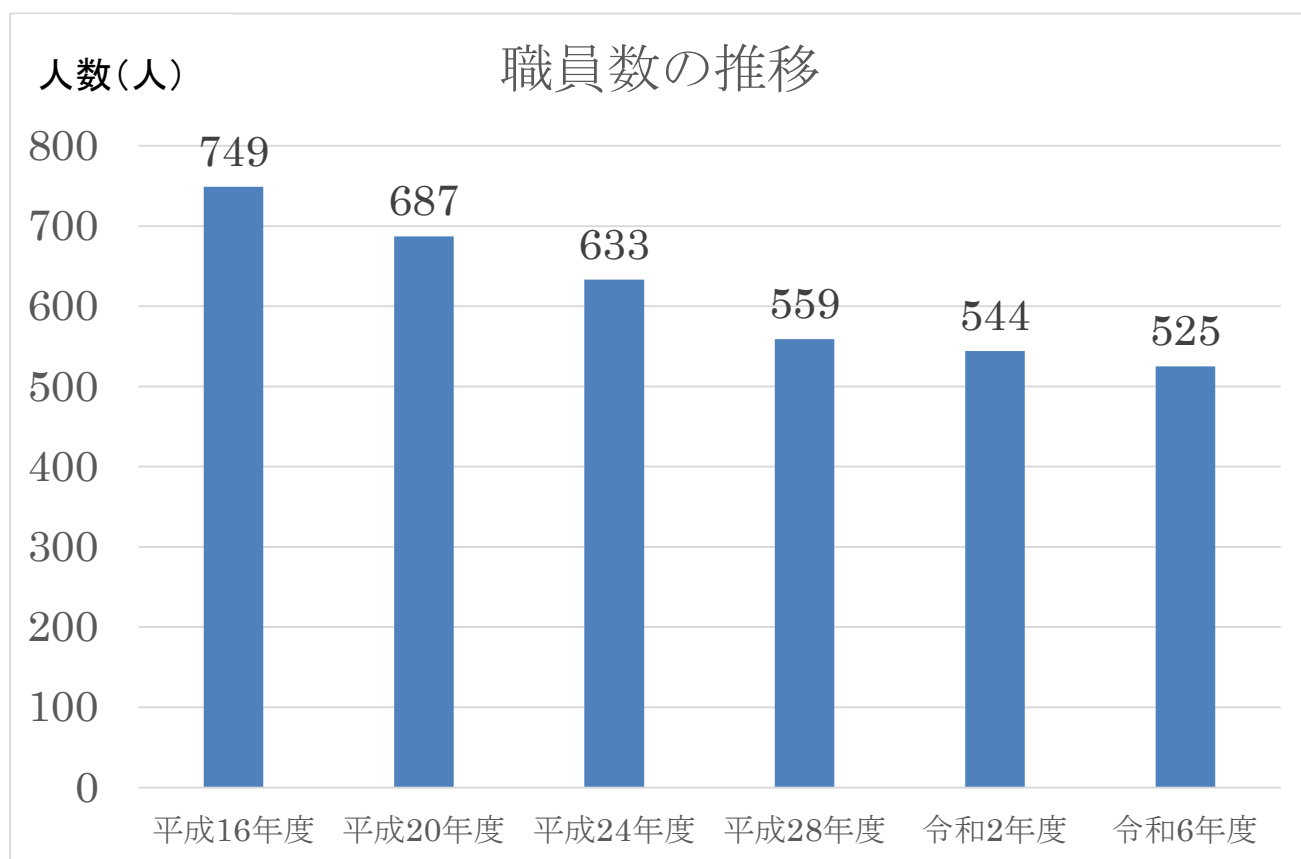
このうち、投票管理者及び職務代理者は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の規定により、選挙権を有する者の中からそれぞれ 1 人、投票立会人は最低 2 名を選任する必要があります。

しかし、人口減少や選挙当日の長時間に及ぶ業務従事のため、その選任が困難になりつつあります。

また、市の職員数は、表 8 のとおり、合併した平成 16 年度の 749 人から徐々に減少し、令和 6 年度には 525 人（正規職員）になっています。

現時点で投票区に配置できる職員数は確保できている状況ですが、台風の接近や地震の発生等により、投票当日に災害対策本部が立ち上がった場合等の非常時においては、選挙事務への人員の確保が困難になることが予想されます。

表 8 【三次市一般行政職員数の推移】



(3) 選挙事務の執行に要する経費

衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、選挙人の数が 500 人未満の場合、平日 113,563 円ですが、1,000 人以上 2,000 人未満の場合、平日 196,023 円で算定されます（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律〔昭和 25 年法律第 179 号〕第 4 条第 1 項）。

上限一人あたりに換算すると、前者が約 228 円（ $113,563 \text{ 円} \div 499 \text{ 人}$ ）に対し、後者は約 98 円（ $196,023 \text{ 円} \div 1,999 \text{ 人}$ ）で 2 倍以上の差があります。

このように、投票所の運営経費は、投票区の選挙人の数が少ないほど、割高になります。

そのため、これまでも増して計画的かつ効率的に選挙事務を執行する必要がある、三次市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の見直しと同様に、選挙事務の執行に要する経費の削減を図るために、投票区の再編を速やかに行わざるを得ない状況です。

(4) 投票環境

投票所は、障害を有する人や高齢者、乳幼児連れの人など、誰にとっても投票しやすい環境を整える必要があります。

そのため、投票所となる施設の敷地の入口から投票記載場所までの間の段差の解消、スロープの勾配の適正化などのバリアフリー化や、必要な場所での介助が可能となる体制を整えることのほか、トイレの洋式化や十分な駐車スペースの確保、投票に必要な機器のための電源の確保、適切な室温での投票・執務環境の整備等、投票所内の設備や用具の充実などが求められます。

さらに、衆議院議員選挙と参議院議員選挙の同日選挙や議会議員選挙、知事選挙、市長選挙などの同時選挙になっても対応できるスペースの確保も必要です。

三次市内の投票所のうち、施設自体にスロープが設置されている、又は簡易スロープの設置により段差の解消が図られている施設は 63 ヶ所であり、残りの 15 ヶ所についてはバリアフリーとなっておらず、必要に応じて事務従事者等が介助を行うなどして対応しています。

冷暖房設備が備わっていない施設も 14 ヶ所あります。空調の有無は、特に夏季や冬季の選挙の際に、選挙人や事務従事者等の体調への影響が懸念されます。

また、和式のトイレしかない投票所が 9 ヶ所あり、障害を有する人だけでなく、選挙人や長時間勤務する事務従事者等にとっても環境が適当ではありません。

4 投票区見直しの方向性

(1) 投票区の再編

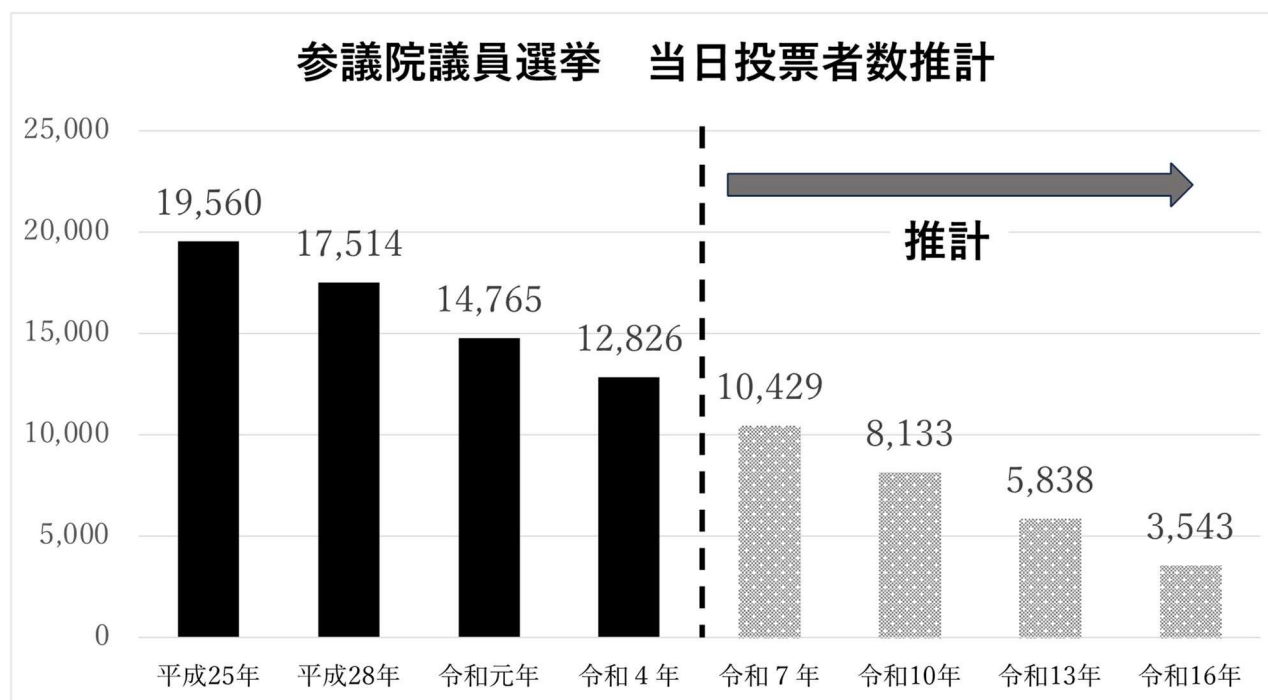
三次市における当日投票者数は、人口減少による登録者数の減少に加え、期日前投票者数の増加により、大幅に減少しています。

例えば、参議院議員選挙の当日投票者数は、平成 25 年が 19,560 人、平成 28 年が 17,514 人、令和元年が 14,765 人、令和 4 年が 12,826 人と継続的に減少し、9 年間で約 34.4%減となっています。この傾向が今後も続けば、令和 10 年には当日投票者数は、約 8,000 人になる見込みです（表 9）。

そのことを踏まえ、投票区間の不均衡の是正、投票所における投票環境の改善、投票事務従事者の確保及び選挙事務の執行に要する経費の削減を進めるため、当日投票の登録者数が他の投票区に比して極端に少ない過小投票区については、隣接する投票区との統合を進めていきます。

なお、過小投票区の解消にあたっては、極力、投票率の低下を招かないような方策を講じていきます。

表 9 【参議院議員選挙の当日投票者数の実績と推計】



※表は令和4年実績からの推計値であり、令和7年実績値は11,532人です。（三次市）

(2) 期日前投票所の見直し

現在、公職選挙法の規定により、選挙期日の公示（告示）日翌日から選挙期日の前日までの間で、8時30分から20時までの時間帯の間に、君田町・作木町（※）内に各2ヶ所、栗屋町・後山町・甲奴町内に各1ヶ所ずつの巡回型期日前投票所と、市役所本庁舎、各支所、ショッピングセンターサングリーンに設置型期日前投票所を設けています。

期日前投票所を設置する場合は、その期間及び時間は市の選挙管理委員会が指定します。

※作木町の巡回型期日前投票所は令和8年から1ヶ所になりました。

平成 15 年に創設された期日前投票制度は、有権者に浸透し、全国的にその利用が大きく伸びています。

三次市においてもこの傾向は同様であり、今後も投票者数に占める期日前投票の利用者の割合は、大きくなっていくものと予想されます。

全投票者に対する期日前投票者の割合は、参議院議員選挙に絞って見てみると、平成 25 年が全投票者数 26,674 人に対し 7,114 人で約 26.7%、令和 4 年が全投票者数 23,107 人に対し 10,281 人で約 44.5%と 9 年間で 17.8 ポイント増加し、4 割以上の有権者が期日前投票を利用しています。他の選挙においても同じ傾向となっています（表 10）。

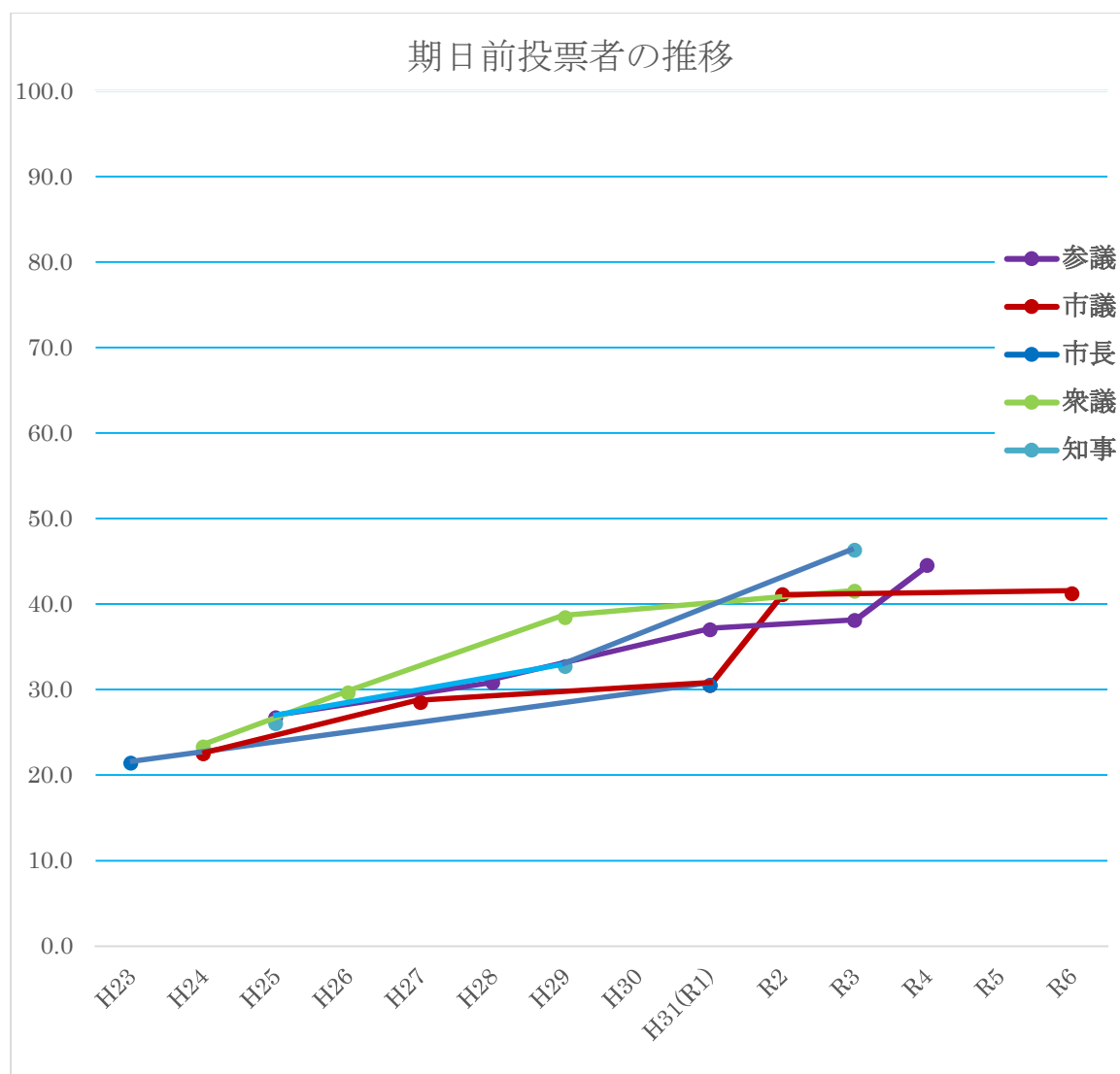
このように、期日前投票については強い需要があることから、今後も期日前投票所を有権者にとって利便性の高い箇所に設置することが望ましいといえます。

期日前投票者数と当日投票者数の推移

表 10-1 【投票者に占める期日前投票者の割合】

区分	選挙名	投票者 総 数 (人)	当 日 投票者数 (人)	期日前 投票者数 (人)	投票者に 占める期 日前投票 者の割合 (%)
市長	平成 23 年三次市長選挙	33,771	26,546	7,225	21.4
市議	平成 24 年三次市議会議員一般選挙	33,516	25,965	7,551	22.5
衆議	平成 24 年衆議院議員総選挙	29,545	22,664	6,881	23.3
参議	平成 25 年参議院議員通常選挙	26,674	19,560	7,114	26.7
知事	平成 25 年広島県知事選挙	19,939	14,745	5,194	26.0
衆議	平成 26 年衆議院議員総選挙	27,059	19,052	8,009	29.6
市議	平成 27 年三次市議会議員一般選挙	30,107	21,530	8,577	28.5
参議	平成 28 年参議院議員通常選挙	25,305	17,514	7,791	30.8
衆議	平成 29 年衆議院議員総選挙	26,875	16,554	10,321	38.4
知事	平成 29 年広島県知事選挙	18,033	12,132	5,901	32.7
市長	平成 31 年三次市長選挙	27,510	19,122	8,388	30.5
市議	平成 31 年三次市議会議員一般選挙（補欠）	27,479	19,102	8,377	30.5
参議	令和元年参議院議員通常選挙	23,428	14,765	8,663	37.0
市議	令和 2 年三次市議会議員一般選挙	22,777	13,418	9,359	41.1
参議	令和 3 年参議院議員通常選挙（再選挙）	18,124	11,221	6,903	38.1
知事	令和 3 年広島県知事選挙	19,301	10,356	8,945	46.3
衆議	令和 3 年衆議院議員総選挙	25,707	15,044	10,663	41.5
参議	令和 4 年参議院議員通常選挙	23,107	12,826	10,281	44.5
市議	令和 6 年三次市議会議員一般選挙	22,422	13,184	9,238	41.2

表 10-2 【期日前投票者の推移】



(3) 投票率低下への対応

投票区の再編は、極力、投票率の低下の要因になることがないように取り組む必要があります。具体的には、投票率を低下させないような投票区の最適な見直しを行うと

ともに、利便性の高い箇所への期日前投票所の設置や、投票所の施設整備、移動支援³などに取り組むことにより、有権者にとって投票しやすい環境を確保し、投票率の維持・向上をめざします。

(4) 投票環境の改善方策

投票区の再編による効果として節減が見込まれる経費の一部を、投票所の環境改善に充てます。具体的には、体育館へのスポットクーラーの配置や投票所の仮設スロープ、仮設トイレの設置及び記載台照明灯の配置などを検討します。

³ 移動支援については、平成 29 年度に統合した投票区の登録者に対する便宜を図るため車での送迎を行いましたが、利用者が少なかったことから現在では行っていません。

5 投票区再編の基準

(1) 過小投票区

先にも述べたように、近年の期日前投票者数は全体の投票者数の 40% を越えており、今後もその割合は増加することが見込まれるため、たとえ登録者数が前回の見直し時点と同数であっても、次の計算式のとおり、当日投票者数は前回よりも減少することが予想されます。

投票区登録者数		平均投票率		当日投票者割合		当日投票者数
例) 150 人	×	70.9%	×	57.2%	=	60.8 人
		(※1)		(※2)		(※3)

(※1) 令和 6 年度執行三次市議会議員一般選挙における登録者数 150 人以下の投票区の平均投票率

(※2) 令和 6 年三次市議会議員選挙以前 5 年間の当日投票者全体の平均

(※3) 登録者数 150 人以下の投票所での平均当日投票者数

そのため、見直しの対象とする過小投票区の基準を、前回と同様に登録者数 100 人以下とするのではなく、登録者数 150 人以下とすることが適当と考えます。

なぜなら、前回見直しの基準である「登録者数 100 人以下」で再編した場合は、人口減少や期日前投票者数の増加による当日投票者数の減少により、近い将来に再度の見直しが必要となるためです。

投票所となる施設を頻回に変更することは有権者にとっても投票事務従事者にとっても混乱を招く恐れがあることから、適当ではありません。このため、少なくとも今

後 5 年程度は見直しが必要ないよう、150 人以下を再編の判断基準として設定するものです。この基準により再編の対象となる投票区の数、19 投票区ありますが、投票区の再編にあたっては、あまりに広すぎる投票区とならないように留意する必要があります。

例えば、昭和 44 年 5 月 15 日自治管第 45 号自治省選挙部長通知（以下「昭和 44 年通知」という。）では、投票所から選挙人までの道程が 3 キロメートル以上ある地区（遠距離地区）の解消に努めるよう求めています。しかし、この基準は当時の道路事情や自家用車保有状況を前提としたものと考えられ、今日の状況とは異なります。しかし、投票所まで自動車でも 10 分を要するような投票区は、選挙人にとって投票に要する負担が大きいことから、見直しにあたっては配慮が必要です。

なお、面積が最大の投票区は君田第 3 投票区（櫃田林業文化センター）で 46.0 km²、最小の投票区は三次第 7 投票区（三次市役所本館 1 階ロビー）で 0.7 km²です。また、10 km²未満の投票区は 49 投票区で、全体の約 62.8%を占めています（表 11）。

表 11 【旧市町村ごとの面積別投票区数】

	旧 三 次	君 田 町	布 野 町	作 木 町	吉 舎 町	三 良 坂 町	三 和 町	甲 奴 町	計
5 km ² 未 満	14	1			1	2			18
5～10 km ² 未満	15	2	1	3	8	2			31
10～15 km ² 未満	6		1	2	2	2	1	1	15
15～20 km ² 未満	2			1			2	3	8
20～25 km ² 未満		1	1						2
25～30 km ² 未満				1			1		2
30～35 km ² 未満									
35～40 km ² 未満			1						1
40～45 km ² 未満									
45～50 km ² 未満		1							1
計	37	5	4	7	11	6	4	4	78

(2) 過大投票区

昭和 44 年通知によれば、過大投票区とは「1 投票区の選挙人の数がおおむね 3,000 人を超えるもの」とされています。

現行の投票区のうち、最大は三次第 10 投票区の 2,563 人ですから、現時点で三城市内には、過大投票区はありません。

また、どの投票区においても、選挙人数は減少していくことが予想されることから、今後も過大投票区が生じる見込みはありません。

表 12 【投票区別名簿登録者数の将来推計】

(単位：人、%)

名簿登録者数	2018 (H30)	2023 (R5)	2028 (R10) 推計	2033 (R15) 推計	2038 (R20) 推計	2043 (R25) 推計	2048 (R30) 推計	R5/R30 増減率
三次第 7 投票区 (十日市中)	1,601	1,486	1,383	1,286	1,186	1,080	983	
対 5 年前増減率		-7.2%	-6.9%	-7.0%	-7.8%	-8.9%	-9.0%	-33.8%
布野第 3 投票区 (下布野)	451	405	354	320	277	241	206	
対 5 年前増減率		-10.2%	-12.6%	-9.6%	-13.4%	-13.0%	-14.5%	-49.1%
吉舎第 11 投票区 (徳市)	127	113	94	77	67	52	41	
対 5 年前増減率		-11.0%	-16.8%	-18.1%	-13.0%	-22.3%	-21.2%	-63.7%

※三次市中心部の三次第 7 投票区、北部の布野第 3 投票区、南部の吉舎第 11 投票区の将来推計を行ったところ、中心部の減少率よりも周辺部の減少率が大きい傾向が見られます。

(3) 見直しにあたって

公職選挙法の規定により、投票区は、市町村の区域によることとされていますが

(1 市町村 1 投票区)、必要がある場合には、市町村の区域を分けて数投票区を設け

ることができることとされています(公職選挙法第 17 条)。

また、投票所は、市役所又は市選挙管理委員会の指定した場所に設けるとされています（公職選挙法第 39 条）。

本市は、これまで必要があると認めて、複数の投票区を設置してきました。

しかし、その設置の考え方は、合併前の市町村ごとに異なっており、合併後 20 年が経過しても市域全体の投票区の均衡は確保されていません。

今回の投票区の再編にあたっては、合理的かつ客観的な統一的な基準により、地域の実情に配慮しつつ、有権者にとって公平な投票環境を整備することとしています。

投票区再編の考え方は、次のとおりです。

- ア 過小投票区は、近隣投票区と統合する。ただし統合にあたっては、自治振興区単位を考慮する。
- イ 統合は、投票区の地形、道路事情、有権者の密集の状況、有権者数の将来推計、適当な投票施設の位置、投票率への影響などを総合的に考慮して行う（数理モデルの活用）。
- ウ 原則、現行の投票区の線引きは変更しない。
- エ 投票区の統合は、関係する地元自治連合会等の意見を聴取して行う。

オ 投票所は、認知度が高く、施設の規模、バリアフリー対応や冷暖房の有無、駐車スペースの確保、ネットワーク化、耐震化などを考慮し、設備等が整った公共施設・集会施設等を基本とする。

また、投票区の統合を行う際の措置として、次の項目を検討します。

- 統合により、選挙人の投票に大きく支障をきたすことが見込まれる場合には、移動支援など投票の機会を広く確保するために必要な措置を講じる。
- 期日前投票制度が浸透していることから、更なる投票環境の整備のため利便性の高い箇所へ期日前投票所を設置する。

6 再編内容

投票区及び投票所は、表 14 のとおり 78ヶ所を 59ヶ所とします（表 13）。

表 13 【地区別の再編成概要】

（令和 6 年 3 月 1 日現在）

		旧 三 次	君 田 町	布 野 町	作 木 町	吉 舎 町	三 良 坂 町	三 和 町	甲 奴 町	合 計
登録者数 (人)		28,409	1,143	1,137	997	2,852	2,602	2,193	1,822	41,155
面積 (km ²)		251.5	85.9	83.0	91.9	84.1	43.7	72.9	65.2	778.2
投票 区 数	現行	37	5	4	7	11	6	4	4	78
	再編 成後	30	3	3	4	5	6	4	4	59
	増減	▲7	▲2	▲1	▲3	▲6	0	0	0	▲19
1 投票区 当たり平 均登録者 数 (人)		947	381	379	249	570	434	548	456	698

表 1 4 【投票区（投票所）の再編】

- 【投票区選定基準】
- 基準を選挙人名簿登録者数が150人超とすると150人以下の19投票区が統合対象となる。
- 【投票区を統合する課題】
- 統合を検討する19投票区の投票率は、70%超が5箇所、55%～70%が14箇所あり
投票率が高い（全体投票率〔平均〕54.58%より高い）ため、統合することで全体投票率を下げる恐れが高い。
- 【経費削減効果】
- 経費削減効果額は約270万円
・投票区を統合することによる投票区経費の減少は約230万円
・19投票区を統合することで、投票立会人報酬が約40万円（19投票区×2人×10,600円）減少する。

【現行】		(令和6年3月1日現在)					※平均時間単価3,300円で計算														
投票区	投票所	登録者数 (人)			R4参院県選出	面積 (km ²)	区域	統合先	バリアフ リーポ イント	投票区経費 (H31市長選挙) (単位: 円)											
		男	女	計						投票率 (%)	職員数 (人)	拘束時間 (H)	人件費 (a) ※	食糧費	投票所 借上料	器具借 上料	投票箱 送致車借 上料	電話料	燃料費 (10月~4 月のみ)	物件費 計 (b)	a + b
三次1	三次中学校屋内運動場	383	416	799	48.50	2.1	三次町のうち大才町・栄町・中所の地区		6	6	12	237,600	1,600			800	1,000	1,000	3,400	241,000	
三次2	寺戸集会所	479	492	971	51.74	4.3	三次町のうち寺戸地区		6	5	12	198,000	1,600	5,000	1,000	800	1,000	1,000	9,400	207,400	
三次3	三次コミュニティセンター	663	715	1,378	50.49	0.8	三次町のうち旭町・上町・本通り(1)・本通り(2)・西本町・西中町・大内通り・大工町・内町(1)・内町(2)・住吉町・稲荷町の地区		9	7	12	277,200	1,600	5,000	1,000	700	1,000	1,000	9,300	286,500	
三次4	三次西健康づくりセンター	125	137	262	56.07	10.4	日下町・三原町・山家町のうち板崎、郷川の地区		9	4	12	158,400	1,600			1,200	1,000	1,000	3,800	162,200	
三次5	十日市コミュニティセンター	1,234	1,320	2,554	50.86	0.9	十日市南一丁目・十日市南二丁目・十日市南三丁目・十日市南四丁目・十日市南五丁目・十日市南六丁目・十日市南七丁目		10	7	12	277,200	1,600	5,400	1,000	600	1,000	1,000	9,600	286,800	
三次6	三次市福祉保健センター1階ロビー	1,088	1,215	2,303	52.86	0.8	十日市東一丁目・十日市東二丁目・十日市東三丁目・十日市東四丁目・十日市東五丁目・十日市東六丁目		9	7	12	277,200	1,600			600			2,200	279,400	
三次7	三次市役所本館 1 階ロビー	675	774	1,449	55.74	0.7	十日市中一丁目・十日市中二丁目・十日市中三丁目・十日市中四丁目		9	6	12	237,600	1,600			600			2,200	239,800	
三次8	十日市 6 区自治会館	824	893	1,717	46.44	2.9	十日市西一丁目・十日市西二丁目・十日市西三丁目・十日市西四丁目・十日市西五丁目・十日市西六丁目・十日市町の地区		7	7	12	277,200	1,600	20,000	1,000	800	1,000	1,000	24,400	301,600	
三次9	三高会館（三次高等学校内）	894	1,002	1,896	50.21	3.3	南畑敷町		7	7	12	277,200	1,600			800	1,000	1,000	3,400	280,600	
三次10	八次小学校ふれあいホール	1,269	1,294	2,563	52.48	10.1	四拾貫町のうち小原、畠敷町のうち岩屋寺谷川より東側の地区、後山町の地区		8	7	12	277,200	1,600			1,100	1,000	1,000	3,700	280,900	
三次11	四拾貫会館	235	246	481	53.78	5.3	四拾貫町(小原地区を除く)の地区		3	4	12	158,400	1,600	10,000		1,400	1,000	1,000	14,000	172,400	
三次12	J A ひろしま青果市場	1,136	1,212	2,348	51.72	2.6	畠敷町の内岩屋寺谷川より西側の地区		7	7	12	277,200	1,600	5,000		1,100	1,000	1,000	8,700	285,900	
三次13	酒屋コミュニティセンター	732	697	1,429	51.59	11.9	東酒屋町、西酒屋町(船所地区を除く)の地区		8	6	12	237,600	1,600	5,000	1,000	1,200	1,000	1,000	9,800	247,400	
三次14	青河コミュニティセンター	168	177	345	58.92	10.6	青河町の地区		8	4	12	158,400	1,600			2,100	1,000	1,000	4,700	163,100	
三次15	穴笠会館	70	78	148	66.00	6.5	穴笠町、西河内町のうち上1組・上2組・中1組・中2組の地区	三次16	5	4	12	158,400	1,600	3,000	1,000	2,000	1,000	1,000	8,600	167,000	
三次16	河内コミュニティセンター	166	172	338	60.40	7.3	東河内町、小文町、西河内町のうち段上組・段下組・下1組・下2組、三次町のうち宮の峡地区		8	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	1,200	1,000	1,000	9,800	168,200	
三次17	山家地区コミュニティセンター	111	144	255	48.82	11.0	山家町(板崎、郷川地区を除く)の地区		7	4	12	158,400	1,600	6,000	1,000	1,400	1,000	1,000	11,000	169,400	
三次18	粟屋西会館	86	97	183	55.88	9.2	粟屋町のうち上村上・上村下・若屋・長伝・細田の地区		8	4	12	158,400	1,600	3,000	1,000	2,000	1,000	1,000	8,600	167,000	
三次19	粟屋小学校屋内運動場	304	347	651	53.80	9.9	粟屋町のうち旭・米丸・亀谷・中の村・岩脇・元国・中垣内・大平・小森の地区		6	5	12	198,000	1,600			900	1,000	1,000	3,500	201,500	
三次20	下荒瀬集会所	145	167	312	47.37	7.8	粟屋町のうち荒瀬・下津河内・馬行谷・長谷の地区・落岩の地区		8	4	12	158,400	1,600	4,000	1,000	1,100	1,000	1,000	8,700	167,100	
三次21	船所集会所	56	68	124	59.69	4.2	西酒屋町のうち船所の地区	三次13	4	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	1,500	1,000	1,000	10,100	168,500	
三次22	神杉保育所遊戯室	477	526	1,003	58.03	8.2	高杉町(6区上地区を除く)、江田川之内町(6区下、市営住宅地区を除く)、廻神町(19区、20区地区を除く)の地区		8	6	12	237,600	1,600			1,700	1,000	1,000	4,300	241,900	
三次23	辻塚自治会館	53	52	105	76.36	7.7	廻神町のうち19区・20区、三若町のうち芋面の地区	三次22	2	3	11	108,900	1,600	5,000	1,000	2,300	1,000	1,000	10,900	119,800	
三次24	田幸コミュニティセンター	260	266	526	50.84	11.1	大田幸町(三万寺地区を除く)、小田幸町(下井田地区を除く)、木乗町の地区		7	5	12	198,000	1,600	5,000	1,000	2,400		1,000	10,000	208,000	
三次25	塩町中学校	253	265	518	50.64	3.2	大田幸町のうち三万寺、小田幸町のうち下井田、志幸町、塩町、高杉町のうち6区上、江田川之内町のうち6区下、市営住宅の地区		7	4	12	158,400	1,600			1,900	1,000	1,000	4,500	162,900	
三次26	和田コミュニティセンター	349	360	709	59.69	9.1	向江田町の地区		8	5	12	198,000	1,600	5,000	1,000	2,100	1,000	1,000	10,700	208,700	
三次27	和知コミュニティセンター	233	280	513	53.21	7.9	和知町の地区		5	4	12	158,400	1,600	4,000	1,000	2,000	1,000	1,000	9,600	168,000	
三次28	上川立会館	174	190	364	58.64	6.5	上川立町の地区		4	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	3,300	1,000	1,000	11,900	170,300	
三次29	川地小学校屋内運動場	192	218	410	56.46	5.2	下川立町、上志和地町のうち岡西・岸ノ下・折紙・中央の地区		7	4	12	158,400	1,600			2,900	1,000	1,000	5,500	163,900	
三次30	川地コミュニティセンター	221	256	477	60.45	6.4	上志和地町のうち大坪・市場・中所、下志和地町のうち木船・駅農・駅組・瀬谷、秋町の地区		8	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	2,600	1,000	1,000	11,200	169,600	
三次31	志和地ふれあい会館	102	113	215	70.26	19.5	下志和地町のうち土居・西川・川東・船谷・新開・春木・藤根原の地区		7	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	3,000	1,000	1,000	11,600	170,000	
三次32	川西コミュニティセンター	147	178	325	61.16	8.2	三若町(芋面地区を除く)の地区		8	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	3,100	1,000	1,000	11,700	170,100	
三次33	有原集会所	44	55	99	76.24	7.7	有原町の地区	三次32	6	4	12	158,400	1,600	7,000	1,000	3,700	1,000	1,000	14,300	172,700	
三次34	上田体育館	66	66	132	62.86	17.0	上田町の地区	三次32	7	3	12	118,800	1,600	5,000	1,000	4,400	1,000	1,000	13,000	131,800	
三次35	石原公会堂	62	76	138	67.35	3.6	石原町の地区	三次32	5	4	12	158,400	1,600	3,000	1,000	3,000	1,000	1,000	9,600	168,000	
三次36	海渡公会堂	54	58	112	72.73	3.3	海渡町の地区	三次32	7	4	12	158,400	1,600	4,000	1,000	2,700	1,000	1,000	10,300	168,700	
三次37	糸井甲組公会堂	112	145	257	60.38	4.3	糸井町の地区		6	4	12	158,400	1,600	5,000		2,400	1,000	1,000	10,000	168,400	
旧三次計		13,642	14,767	28,409		251.5		0	0	254	179	443	7,078,500	59,200	144,400	23,000	67,400	34,000	35,000	328,000	7,406,500

【現行】		(令和6年3月1日現在)					※平均時間単価3,300円で計算														
投票区	投票所	登録者数（人）			R4参院県選出	面積 (km)	区域	統合先	バリアフ リーポイ ント	投票区経費（H31市長選挙） (単位：円)											
		男	女	計						投票率（％）	職員数 (人)	拘束時間 (H)	人件費（a）※	食糧費	投票所 借上料	器具借 上料	投票箱 送致車借 上料	電話料	燃料費 (10月～4 月のみ)	物件費 計（b）	a＋b
君田1	三次市君田支所	308	332	640	63.49	22.0	東入君・西入君・茂田地区		9	4	11	145,200	1,600						1,600	146,800	
君田2	石原老人集会所	69	82	151	53.50	7.7	石原地区		7	4	11	145,200	1,600	2,000	1,000	800	1,000	1,000	6,400	151,600	
君田3	樫田林業文化センター	80	76	156	63.47	46.0	樫田地区		8	4	11	145,200	1,600	2,000	1,000	1,800	1,000	1,000	7,400	152,600	
君田4	泉吉田会館	41	49	90	73.63	6.4	泉吉田地区	君田1	7	3	11	108,900	1,600	2,000	1,000	1,300	1,000	1,000	6,900	115,800	
君田5	藤兼集会所	49	57	106	65.18	3.8	藤兼地区	君田1	6	4	11	145,200	1,600	2,000	1,000	800	200	1,000	5,600	150,800	
君田町計		547	596	1,143		85.9		0	37	19	55	689,700	8,000	8,000	4,000	4,700	3,200	4,000	27,900	717,600	
布野1	横谷ふれあい会館	104	109	213	69.57	39.6	横谷・上布野の一部(奥之迫上・下)		4	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000	1,400	1,000	1,000	10,000	155,200	
布野2	布野生涯学習センター	177	209	386	60.19	14.1	上布野地区(奥之迫上・下を除く)		9	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000			1,000	7,600	152,800	
布野3	布野保育所	194	199	393	58.05	24.2	下布野地区		8	4	11	145,200	1,600			900			2,500	147,700	
布野4	戸河内下会館	67	78	145	68.03	5.1	戸河内地区	布野3	6	4	11	145,200	1,600	3,000	1,000	1,300	1,000	1,000	7,900	153,100	
布野町計		542	595	1,137		83.0		0	0	27	16	44	580,800	6,400	13,000	3,000	3,600	2,000	3,000	28,000	608,800
作木1	伊賀和志多目的集会所	62	85	147	68.94	9.9	伊賀和志区、大津区、森山区(摺滝地区の一部)	新規	7	4	11	145,200	1,600	1,500	1,000	2,000	1,000	1,000	7,100	152,300	
作木2	森山集会所	46	57	103	67.83	25.5	森山区(摺滝地区の一部を除く)、岡三測区	作木1	6	3	11	108,900	1,600	1,500	1,000	2,200	1,000	1,000	7,300	116,200	
作木3	峠上集会所	35	40	75	70.37	5.1	峠上区、門田区(門田上地区)	作木7	4	3	11	108,900	1,600	1,500	1,000	2,900	1,000	1,000	8,000	116,900	
作木4	北部区光守集会所	40	45	85	55.68	11.1	北部区(西野下地区の一部を除く)	作木5	6	3	11	108,900	1,600	1,500	1,000	1,800	1,000	1,000	6,900	115,800	
作木5	下作木構造改善センター	87	91	178	61.03	9.7	北部区(西野下地区の一部)、上作木区、下作木上区(下作木寺地区・天楽地区・梶谷地区を除く)		6	4	11	145,200	1,600	1,500	1,000	800	1,000	1,000	5,900	151,100	
作木6	作木福祉保健センター	78	79	157	60.61	11.3	下作木下区、下作木上区(下作木寺地区・天楽地区・梶谷地区)		9	3	11	108,900	1,600			600	1,000		3,200	112,100	
作木7	峠下集会所	119	133	252	66.17	19.3	峠下区、門田区(門田下地区・門田中地区)、大山区		6	4	11	145,200	1,600	1,500	1,000	1,600	1,000	1,000	6,700	151,900	
作木町計		467	530	997		91.9		0	0	44	24	77	871,200	11,200	9,000	6,000	11,900	7,000	6,000	45,100	916,300
吉舎1	吉舎保育所	158	175	333	50.70	5.8	吉舎のうち古市・三玉のうち上組・上郷・本郷・中組・平松城・矢井のうちハ組	吉舎2	8	4	11	145,200	1,600			600	1,000	1,000	3,200	148,400	
吉舎2	吉舎保健センター	314	371	685	54.16	6.1	吉舎のうち吉舎第Ⅰ投票区に属さない区域・清綱のうちイ組		8	5	11	181,500	1,600			600	1,000	1,000	3,200	184,700	
吉舎3	安田コミュニティセンター	131	137	268	63.45	12.9	安田地区、上安田地区のうち下郷の一部		8	4	11	145,200	1,600	3,240	1,000	1,400	1,000	1,000	8,240	153,440	
吉舎4	吉舎転作物簡易加工施設	48	64	112	58.78	6.8	上安田地区のうち第3投票区に属さない区域	吉舎3	5	3	11	108,900	1,600	2,000	1,000	1,900	1,000	1,000	7,500	116,400	
吉舎5	海田原集会所	139	165	304	47.48	7.6	三玉地区のうち第1投票区に属さない区域、矢野地、海田原、矢井地区のうち第1投票区に属さない区域	新規	7	4	11	145,200	1,600		1,000	800	1,000	1,000	4,400	149,600	
吉舎6	敷地コミュニティセンター	168	216	384	48.63	5.9	敷地地区のうち第7投票区に属さない区域		8	4	11	145,200	1,600	3,240	1,000	1,200	1,000	1,000	8,040	153,240	
吉舎7	片野集会所	45	51	96	62.96	6.9	敷地地区のうちワ組・カ組・ヨ組・タ組・レ組・ソ組	吉舎6	7	3	11	108,900	1,600	2,000	1,000	1,500	1,000	1,000	7,100	116,000	
吉舎8	八幡コミュニティセンター	151	179	330	50.59	11.0	丸田地区、清綱地区のうち第2投票区に属さない区域、吉舎川之内地区、檜地区のうちイ組、雲通地区		6	4	11	145,200	1,600	3,240	1,000	900	1,000	1,000	7,740	152,940	
吉舎9	檜地区老人集会所	37	49	86	59.14	8.2	檜地区のうち第8投票区に属さない区域	吉舎8	4	3	11	108,900	1,600	2,000	1,000	1,200	1,000	1,000	6,800	115,700	
吉舎10	辻福寿会館	75	72	147	60.76	9.2	辻地区	吉舎8	3	3	11	108,900	1,600	2,000	1,000	1,200	1,000	1,000	6,800	115,700	
吉舎11	吉舎徳市自治交流センター	49	58	107	59.65	3.7	徳市地区	吉舎8	6	3	11	108,900	1,600	3,240	1,000	2,100	1,000	1,000	8,940	117,840	
吉舎町計		1,315	1,537	2,852		84.1		0	0	70	40	121	1,452,000	17,600	20,960	9,000	13,400	11,000	11,000	71,960	1,523,960
三良坂1	灰塚コミュニティセンター	163	154	317	58.90	13.8	灰塚地区		7	4	11	145,200	1,600		5,000	1,000	200	1,000	7,800	153,000	
三良坂2	仁賀コミュニティセンター	164	160	324	58.06	11.7	仁賀地区		6	4	11	145,200	1,600		5,000	1,200	200	1,000	8,000	153,200	
三良坂3	田利自治交流センター	88	102	190	66.84	4.9	田利地区・皆瀬地区		5	4	11	145,200	1,600		5,000	1,100	1,000	1,000	8,700	153,900	
三良坂4	三次市三良坂支所	672	747	1,419	54.31	6.4	三良坂地区		9	5	11	181,500	1,600						1,600	183,100	
三良坂5	長田多目的集会所	74	89	163	60.00	5.6	長田地区		7	4	11	145,200	1,600	2,000	3,000	1,000	1,000	1,000	8,600	153,800	
三良坂6	岡田ふれあいセンター	95	94	189	58.38	1.3	岡田地区		7	4	11	145,200	1,600		5,000	900	200	1,000	7,700	152,900	
三良坂町計		1,256	1,346	2,602		43.7		0	0	41	25	66	907,500	9,600	2,000	23,000	5,200	2,600	5,000	42,400	949,900
三和1	上山コミュニティセンター	224	243	467	58.26	19.0	飯田地区、上山地区		8	5	11	181,500	1,600	5,000	1,000	1,100	200	1,000	8,900	190,400	
三和2	敷名コミュニティセンター	255	265	520	56.77	12.3	敷名地区		8	5	11	181,500	1,600	5,000	1,000	600	200	1,000	8,400	189,900	
三和3	板木コミュニティセンター	300	339	639	56.52	26.5	大力谷地区・羽出庭1区～12区・上板木地区・高鉢地区		8	5	11	181,500	1,600	5,000	1,000	600	200	1,000	8,400	189,900	
三和4	下板木コミュニティセンター	249	318	567	49.40	15.1	羽出庭13区～18区・下板木地区・福田地区・長谷地区		8	5	11	181,500	1,600	5,000	1,000	1,200	200	1,000	9,000	190,500	
三和町計		1,028	1,165	2,193		72.9		0	0	32	20	44	726,000	6,400	20,000	4,000	3,500	800	4,000	34,700	760,700
甲奴1	三次市甲奴支所	447	532	979	56.41	18.6	本郷地区、西野地区、梶田地区(小童地区の高山及び宇賀地区の高山を含む)、福田地区		9	6	11	217,800	1,600						1,600	219,400	
甲奴2	小童コミュニティセンター	201	203	404	55.76	15.5	小童地区(広石・高山を除く)		8	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000	900	200	1,000	8,700	153,900	
甲奴3	宇賀交流拠点施設	108	136	244	61.34	13.7	宇賀地区(高山を除く)小童地区のうち広石		8	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000	1,100	200	1,000	8,900	154,100	
甲奴4	上川コミュニティセンター	88	107	195	59.81	17.4	太郎丸地区・有田地区・抜湯地区		8	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000	1,700	200	1,000	9,500	154,700	
甲奴町計		844	978	1,822		65.2		0	0	33	18	44	653,400	6,400	15,000	3,000	3,700	600	3,000	28,700	682,100
合 計（78投票所）		19,641	21,514	41,155		778.2		0	0	538	341	894	12,959,100	124,800	232,360	75,000	113,400	61,200	71,000	606,760	13,565,860



【再編成案】		(令和6年3月1日現在)				※平均時間単価3,300円で計算												
投票区	投票所	登録者数 (人)			面積	区域	バリアフ リーポイ ント	投票区経費 (H31市長選挙) (単位: 円)										
		男	女	計	(km)			職員数 (人)	拘束時間 (H)	人件費 (a) ※	食糧費	投票所 借上料	器具借 上料	投票箱 送致車借 上料	電話料	燃料費 (10月~4 月のみ)	物件費 計 (b)	a + b
三次1	三次中学校屋内運動場	383	416	799	2.1	三次町のうち大才町・栄町・中所の地区	6	6	12	237,600	1,600			800	1,000	1,000	3,400	241,000
三次2	寺戸集会所	479	492	971	4.3	三次町のうち寺戸地区	6	5	12	198,000	1,600	5,000	1,000	800	1,000	1,000	9,400	207,400
三次3	三次コミュニティセンター	663	715	1,378	0.8	三次町のうち旭町・上町・本通り(1)・本通り(2)・西本町・西中町・大内通り・大工町・内町(1)・内町(2)・住吉町・稲荷町の地区	9	7	12	277,200	1,600	5,000	1,000	700	1,000	1,000	9,300	286,500
三次4	三次西健康づくりセンター	125	137	262	10.4	日下町・三原町・山家町のうち板崎、郷川の地区	9	4	12	158,400	1,600			1,200	1,000	1,000	3,800	162,200
三次5	十日市コミュニティセンター	1,234	1,320	2,554	0.9	十日市南一丁目・十日市南二丁目・十日市南三丁目・十日市南四丁目・十日市南五丁目・十日市南六丁目・十日市南七丁目	10	7	12	277,200	1,600	5,400	1,000	600	1,000	1,000	9,600	286,800
三次6	三次市福祉保健センター1階ロビー	1,088	1,215	2,303	0.8	十日市東一丁目・十日市東二丁目・十日市東三丁目・十日市東四丁目・十日市東五丁目・十日市東六丁目	9	7	12	277,200	1,600			600			2,200	279,400
三次7	三次市役所本館 1 階ロビー	675	774	1,449	0.7	十日市中一丁目・十日市中二丁目・十日市中三丁目・十日市中四丁目	9	6	12	237,600	1,600			600			2,200	239,800
三次8	十日市 6 区 自治会館	824	893	1,717	2.9	十日市西一丁目・十日市西二丁目・十日市西三丁目・十日市西四丁目・十日市西五丁目・十日市西六丁目・十日市町の地区	7	7	12	277,200	1,600	20,000	1,000	800	1,000	1,000	24,400	301,600
三次9	三高会館 (三次高等学校内)	894	1,002	1,896	3.3	南畑敷町	7	7	12	277,200	1,600			800	1,000	1,000	3,400	280,600
三次10	八次小学校ふれあいホール	1,269	1,294	2,563	10.1	四拾貫町のうち小原、畠敷町のうち岩屋寺谷川より東側の地区、後山町の地区	8	7	12	277,200	1,600			1,100	1,000	1,000	3,700	280,900
三次11	四拾貫会館	235	246	481	5.3	四拾貫町(小原地区を除く)の地区	3	4	12	158,400	1,600	10,000		1,400	1,000	1,000	14,000	172,400
三次12	J A ひろしま 青果市場	1,136	1,212	2,348	2.6	畠敷町の内岩屋寺谷川より西側の地区	7	7	12	277,200	1,600	5,000		1,100	1,000	1,000	8,700	285,900
三次13	酒屋コミュニティセンター	788	765	1,553	16.1	東酒屋町, 西酒屋町の地区	8	7	12	277,200	1,600	5,000	1,000	1,200	1,000	1,000	9,800	287,000
三次14	青河コミュニティセンター	168	177	345	10.6	青河町の地区	8	4	12	158,400	1,600			2,100	1,000	1,000	4,700	163,100
三次16	河内コミュニティセンター	236	250	486	13.8	穴笠町, 東河内町, 小文町, 西河内町, 三次町のうち宮の峡地区	8	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	1,200	1,000	1,000	9,800	168,200
三次17	山家地区コミュニティセンター	111	144	255	11.0	山家町(板崎、郷川地区を除く)の地区	7	4	12	158,400	1,600	6,000	1,000	1,400	1,000	1,000	11,000	169,400
三次18	粟屋西会館	86	97	183	9.2	粟屋町のうち上村上・上村下・若屋・長伝・細田の地区	8	4	12	158,400	1,600	3,000	1,000	2,000	1,000	1,000	8,600	167,000
三次19	粟屋小学校屋内運動場	304	347	651	9.9	粟屋町のうち旭・米丸・亀谷・中の村・岩脇・元国・中垣内・大平・小森の地区	6	5	12	198,000	1,600			900	1,000	1,000	3,500	201,500
三次20	下荒瀬集会所	145	167	312	7.8	粟屋町のうち荒瀬・下津河内・馬行谷・長谷の地区・落岩の地区	8	4	12	158,400	1,600	4,000	1,000	1,100	1,000	1,000	8,700	167,100
三次22	神杉保育所遊戯室	530	578	1,108	15.9	高杉町(6区上地区を除く)、江田川之内町(6区下、市営住宅地区を除く)、廻神町, 三若町のうち芋面の地区	8	6	12	237,600	1,600			1,700	1,000	1,000	4,300	241,900
三次24	田幸コミュニティセンター	260	266	526	11.1	大田幸町(三万寺地区を除く)、小田幸町(下井田地区を除く)、木乗町の地区	7	5	12	198,000	1,600	5,000	1,000	2,400		1,000	10,000	208,000
三次25	塩町中学校	253	265	518	3.2	大田幸町のうち三万寺、小田幸町のうち下井田、志幸町、塩町、高杉町のうち6区上、江田川之内町のうち6区下、市営住宅の地区	7	4	12	158,400	1,600			1,900	1,000	1,000	4,500	162,900
三次26	和田コミュニティセンター	349	360	709	9.1	向江田町の地区	8	5	12	198,000	1,600	5,000	1,000	2,100	1,000	1,000	10,700	208,700
三次27	和知コミュニティセンター	233	280	513	7.9	和知町の地区	5	4	12	158,400	1,600	4,000	1,000	2,000	1,000	1,000	9,600	168,000
三次28	上川立会館	174	190	364	6.5	上川立町の地区	4	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	3,300	1,000	1,000	11,900	170,300
三次29	川地小学校屋内運動場	192	218	410	5.2	下川立町, 上志和地町のうち岡西・岸ノ下・折紙・中央の地区	7	4	12	158,400	1,600			2,900	1,000	1,000	5,500	163,900
三次30	川地コミュニティセンター	221	256	477	6.4	上志和地町のうち大坪・市場・中所, 下志和地町のうち木船・駅農・駅組・瀬谷, 秋町の地区	8	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	2,600	1,000	1,000	11,200	169,600
三次31	志和地ふれあい会館	102	113	215	19.5	下志和地町のうち土居・西川・川東・船谷・新開・春木・藤根原の地区	7	4	12	158,400	1,600	5,000	1,000	3,000	1,000	1,000	11,600	170,000
三次32	川西コミュニティセンター	373	433	806	39.8	三若町(芋面地区を除く)、有原町, 上田町, 石原町, 海渡町の地区	8	6	12	237,600	1,600	5,000	1,000	3,100	1,000	1,000	11,700	249,300
三次37	糸井甲組公会堂	112	145	257	4.3	糸井町の地区	6	4	12	158,400	1,600	5,000		2,400	1,000	1,000	10,000	168,400
旧三次計		13,642	14,767	28,409	251.5	0	218	156	360	6,177,600	48,000	112,400	16,000	47,800	27,000	28,000	251,200	6,428,800



【再編成案】		(令和6年3月1日現在)				※平均時間単価3,300円で計算												
投票区	投票所	登録者数 (人)			面積 (km ²)	区域	バリアフ リーポイ ント	投票区経費 (H31市長選挙) (単位: 円)										
		男	女	計				職員数 (人)	拘束時間 (H)	人件費 (a) ※	食糧費	投票所 借上料	器具借 上料	投票箱 送致車借 上料	電話料	燃料費 (10月～4 月のみ)	物件費 計 (b)	a + b
君田1	三次市君田支所	398	438	836	32.2	東入君・西入君・茂田・泉吉田・藤兼地区	9	6	11	217,800	1,600						1,600	219,400
君田2	石原老人集会所	69	82	151	7.7	石原地区	7	4	11	145,200	1,600	2,000	1,000	800	1,000	1,000	6,400	151,600
君田3	樫田林業文化センター	80	76	156	46.0	樫田地区	8	4	11	145,200	1,600	2,000	1,000	1,800	1,000	1,000	7,400	152,600
君田町計		547	596	1,143	85.9		24	14	33	508,200	4,800	4,000	2,000	2,600	2,000	2,000	15,400	523,600
布野1	横谷ふれあい会館	104	109	213	39.6	横谷・上布野の一部(奥之迫上・下)	4	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000	1,400	1,000	1,000	10,000	155,200
布野2	布野生涯学習センター	177	209	386	14.1	上布野地区(奥之迫上・下を除く)	9	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000			1,000	7,600	152,800
布野3	布野保育所	261	277	538	29.3	下布野・戸河内地区	8	4	11	145,200	1,600			900			2,500	147,700
布野町計		542	595	1,137	83.0	0	21	12	33	435,600	4,800	10,000	2,000	2,300	1,000	2,000	20,100	455,700
作木1	作木下地区自治交流センター	108	142	250	35.4	伊賀和志区, 大津区, 森山区, 岡三洲区	9	4	11	145,200	1,600	1,500	1,000	2,000	1,000	1,000	7,100	152,300
作木5	下作木構造改善センター	127	136	263	20.8	北部区, 上作木区, 下作木上区(下作木寺地区・天楽地区・梶谷地区を除く)	6	4	11	145,200	1,600	1,500	1,000	800	1,000	1,000	5,900	151,100
作木6	作木福祉保健センター	78	79	157	11.3	下作木下区, 下作木上区(下作木寺地区・天楽地区・梶谷地区)	9	3	11	108,900	1,600			600	1,000		3,200	112,100
作木7	峠下集会所	154	173	327	24.4	峠上区, 峠下区, 門田区(門田下地区・門田中地区・門田上地区), 大山区	6	4	11	145,200	1,600	1,500	1,000	1,600	1,000	1,000	6,700	151,900
作木町計		467	530	997	91.9	0	30	15	44	544,500	6,400	4,500	3,000	5,000	4,000	3,000	22,900	567,400
吉舎2	吉舎保健センター	381	448	829	7.2	吉舎地区(古市含む), 清網のうちイ組	8	5	11	181,500	1,600			600	1,000	1,000	3,200	184,700
吉舎3	安田コミュニティセンター	179	201	380	19.7	安田地区, 上安田地区	8	4	11	145,200	1,600	3,240	1,000	1,400	1,000	1,000	8,240	153,440
吉舎5	中四字コミュニティセンター	230	263	493	12.3	三玉地区, 矢野地地区, 海田原地区, 矢井地区	9	4	11	145,200	1,600		1,000	800	1,000	1,000	4,400	149,600
吉舎6	敷地コミュニティセンター	213	267	480	12.8	敷地地区	8	4	11	145,200	1,600	3,240	1,000	1,200	1,000	1,000	8,040	153,240
吉舎8	八幡コミュニティセンター	312	358	670	32.1	丸田地区, 清網地区のうち第2投票区に属さない区域, 吉舎川之内地区, 檜地区, 雲通地区, 辻地区, 徳市地区	6	5	11	181,500	1,600	3,240	1,000	900	1,000	1,000	7,740	189,240
吉舎町計		1,315	1,537	2,852	84.1	0	39	22	55	798,600	8,000	9,720	4,000	4,900	5,000	5,000	31,620	830,220
三良坂1	灰塚コミュニティセンター	163	154	317	13.8	灰塚地区	7	4	11	145,200	1,600		5,000	1,000	200	1,000	7,800	153,000
三良坂2	仁賀コミュニティセンター	164	160	324	11.7	仁賀地区	6	4	11	145,200	1,600		5,000	1,200	200	1,000	8,000	153,200
三良坂3	田利自治交流センター	88	102	190	4.9	田利地区・皆瀬地区	5	4	11	145,200	1,600		5,000	1,100	1,000	1,000	8,700	153,900
三良坂4	三次市三良坂支所	672	747	1,419	6.4	三良坂地区	9	5	11	181,500	1,600						1,600	183,100
三良坂5	長田多目的集会所	74	89	163	5.6	長田地区	7	4	11	145,200	1,600	2,000	3,000	1,000	1,000	1,000	8,600	153,800
三良坂6	岡田ふれあいセンター	95	94	189	1.3	岡田地区	7	4	11	145,200	1,600		5,000	900	200	1,000	7,700	152,900
三良坂町計		1,256	1,346	2,602	43.7	0	41	25	66	907,500	9,600	2,000	23,000	5,200	2,600	5,000	42,400	949,900
三和1	上山コミュニティセンター	224	243	467	19.0	飯田地区, 上山地区	8	5	11	181,500	1,600	5,000	1,000	1,100	200	1,000	8,900	190,400
三和2	敷名コミュニティセンター	255	265	520	12.3	敷名地区	8	5	11	181,500	1,600	5,000	1,000	600	200	1,000	8,400	189,900
三和3	板木コミュニティセンター	300	339	639	26.5	大力谷地区・羽出庭1区～12区・上板木地区・高鉢地区	8	5	11	181,500	1,600	5,000	1,000	600	200	1,000	8,400	189,900
三和4	下板木コミュニティセンター	249	318	567	15.1	羽出庭13区～18区・下板木地区・福田地区・長谷地区	8	5	11	181,500	1,600	5,000	1,000	1,200	200	1,000	9,000	190,500
三和町計		1,028	1,165	2,193	72.9	0	32	20	44	726,000	6,400	20,000	4,000	3,500	800	4,000	34,700	760,700
甲奴1	三次市甲奴支所	447	532	979	18.6	本郷地区, 西野地区, 梶田地区(小童地区の高山及び宇賀地区の高山を含む), 福田地区	9	6	11	217,800	1,600						1,600	219,400
甲奴2	小童コミュニティセンター	201	203	404	15.5	小童地区(広石・高山を除く)	8	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000	900	200	1,000	8,700	153,900
甲奴3	宇賀交流拠点施設	108	136	244	13.7	宇賀地区(高山を除く)小童地区のうち広石	8	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000	1,100	200	1,000	8,900	154,100
甲奴4	上川コミュニティセンター	88	107	195	17.4	太郎丸地区・有田地区・抜湯地区	8	4	11	145,200	1,600	5,000	1,000	1,700	200	1,000	9,500	154,700
甲奴町計		844	978	1,822	65.2	0	33	18	44	653,400	6,400	15,000	3,000	3,700	600	3,000	28,700	682,100
合 計 (59投票所)		19,641	21,514	41,155	778.2	0	438	282	679	10,751,400	94,400	177,620	57,000	75,000	43,000	52,000	447,020	11,198,420

7 投票の機会を広く確保するための措置

(1) 当日の移動支援の検討

投票区等の見直しを含め、投票所への移動手段がない有権者の投票機会を確保するため移動支援の検討を行います。

検討する移動支援の内容は、旧投票所から新投票所までを自動車（バスまたはタクシー）による送迎か、自宅から新投票所までタクシー券を使用して往復する方法で、具体的には次のとおりです。

○送迎バス（タクシー）

- ア 実施時期 選挙当日
- イ 対象区域 再編する投票所の区域で新投票所までの距離が著しく延びる区域
- ウ 運行形態 バスまたはタクシー借上げによる移動支援
- エ 運行路線 旧投票所から新投票所までの間

○タクシー券の配布

- ア 実施時期 選挙当日
- イ 対象区域 再編対象の投票所の区域

ウ 対象者 一定年齢以上の方や障害等を持たれている方など

エ 運行形態 事前申請によるタクシー券の配布

オ 運行路線 自宅から投票所

※申請にあたっては制限を付すことがあります。

本対策については、まずは試行的に実施し、利用人数等を勘案して運用方法や対象区域を見直していくこととします。

(2) 期日前投票所（設置型）の増設検討

期日前投票制度が有権者に浸透し、期日前投票者数が増加してきている状況に鑑み、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくために、期日前投票所の増設を検討します。

具体的には、設置型として新たに市立三次中央病院を検討します。同病院は、不在者投票指定病院ですが、入院患者だけでなく、外来患者、市立三次中央病院に勤務する医師、看護師、事務職員等の多くの有権者が出入りする施設であることから、利便性は高いものと考えます。現行の期日前投票所（設置型）の状況は表 15 のとおりです。

表 15 【設置型の期日前投票所の開設場所及び開設日時】

期日前投票所名	施設の名称	開設時間
期日前三次第 1 投票所	三次市役所本館 1 階ロビー	8 時 30 分～20 時
期日前三次第 2 投票所	三次市君田支所	8 時 30 分～20 時
期日前三次第 3 投票所	三次市布野支所	8 時 30 分～20 時
期日前三次第 4 投票所	三次市作木支所	8 時 30 分～20 時
期日前三次第 5 投票所	三次市吉舎支所	8 時 30 分～20 時
期日前三次第 6 投票所	三次市三良坂支所	8 時 30 分～20 時
期日前三次第 7 投票所	三次市三和支所	8 時 30 分～20 時
期日前三次第 8 投票所	三次市甲奴支所	8 時 30 分～20 時
期日前三次第 9 投票所	サングリーン 1 階センターコート	9 時 30 分～19 時 30 分

※設置期間は、公示（告示）日の翌日から投票日前日までを基本としますが、期日前

三次第 1 投票所以外は、施設の状況等によって、それぞれの選挙の際に設定します。

(3) 期日前投票所（巡回型）の見直し

現在、平成 29 年度に統合した 7 投票所（茂田老人集会所、中の原老人集会所、有田福田構造改善センター、大山区集会所、岡三淵老人集会所、後山公会堂、後大平集会所）については、巡回型の期日前投票所を設置してきました。利用者は表 16 のとおりで

す。しかし、今回の再編成で統合対象のとなる 19 投票所を含めた 26 投票所に巡回型の期日前投票所を設けることは、職員体制や日程確保が困難であるため、再編成後の選挙から巡回型期日前投票所については見直しを検討することとし、その代替措置として、移動支援を検討します。

なお、巡回型期日前投票所については、新たに若年層の投票率向上と主権者教育の観点から、市内の高等学校 3 校（三次高等学校、三次青陵高等学校、日彰館高等学校）で実施を検討します。

表 16 【巡回期日前投票所の投票者数】

期日前投票所名	令和 4 年 参議院議員選挙	令和 3 年 広島県知事選挙	令和 3 年 衆議院議員選挙
茂田老人集会所	22 人	15 人	21 人
中の原老人集会所	9 人	7 人	8 人
有田福田構造改善センター	31 人	24 人	24 人
大山区集会所	23 人	23 人	28 人
岡三洲老人集会所（※）	3 人	4 人	4 人
後山公会堂	6 人	3 人	5 人
後大平集会所	14 人	8 人	6 人
合計	108 人	84 人	96 人

※岡三洲老人集会所での巡回期日前投票は令和 8 年 2 月 8 日執行の第 51 回衆議院議員総選挙より廃止

8 再編成による効果

今回の再編成により見込まれる効果は、次のとおりです。

- (1) 長時間の拘束により、負担をかけていた投票立会人も、投票所が減少することにより、今までよりも有権者の方に負担をかけずに選挙の執行が可能になります。
- (2) 再編成後は、1 投票区当たりの平均登録者数が 528 人から 698 人に、また、平均登録者数 698 人未満の投票区が 63 投票区から 41 投票区となり、各投票区間の均衡が一定程度、確保できます。
- (3) 統合を予定する投票所のバリアフリーポイント（表 5 参照）は、7 ポイントが 5 投票所、6 ポイントが 6 投票所、5 ポイントが 3 投票所、4 ポイントが 3 投票所、3 ポイントが 1 投票所、2 ポイントが 1 投票所です。投票所が統合されることにより、2 ポイント以下の投票所がなくなり、投票しやすい環境になります。
- (4) 投票区の見直しにより、投票立会人が 38 人、投票管理者及び事務従事者が 67 人減少します。これにより、災害対応要員（排水機場への配置を任命されている職員）を除く職員でも選挙事務に対応が可能となります。
- (5) 投票立会人等の減少により、選挙執行経費の縮減が見込まれます。

9 今後の課題「共通投票所の導入」について

更なる利便性の向上策としては、「共通投票所の導入」があります。

「共通投票所制度」とは、市内どこの投票所でも投票できる制度です。

どこの投票所でも投票できることにより、通勤や買い物、お出かけの途中に立ち寄りやすい投票所で投票でき、また、付き添いが必要な高齢者の方やお子様連れの方など、状況に応じて行きやすい投票所をご自身で選んでいただけます。

しかし、二重投票を防ぐために全ての投票所にシステムを導入する必要があることから、現時点での導入は費用面から困難です。

このため、今後、更に当日投票所が減少し、費用対効果が見込まれる場合に検討を行います。

10 有権者の意見の反映

統合を予定する投票区については、地元説明会を開催しご意見を伺います。

また、市民全体についてはパブリックコメントを行い広く意見を伺います。

11 実施時期及び周知

投票区再編については、住民への周知期間、選挙事務の変更作業期間等を考慮し、令和9年度以降から実施するスケジュールで進めます。

また、市広報紙、市ホームページ、各種会合、音声告知放送、LINE、X（旧Twitter）等、様々な広報手段を活用し、あらゆる機会を捉えて周知を図ることとします。

12 今後の見直し

選挙は、住民が直接政治に参加できる最も身近で貴重な機会であり、誰もが投票しやすい環境を整えることが最も重要です。

状況に応じて、投票区等を見直し、効率的で効果的な選挙の執行体制を整えることは必要であり、今後も選挙事務について、先例等に学び、調査・検討を重ねつつ、人口動態等の社会状況の変化に応じて適正な投票環境の整備を行っていきます。

資料 広島県内他市の状況について

市名	R6. 3. 1 登録者数 (人) 【A】	面積 (K m ²) 【B】	登録者 1 人 当りの面積 (m ²) 【B ÷ A】	当日投 票所数 【C】	当日投票所 1 箇所当た りの登録者 数 (人) 【A ÷ C】	期日前投票 所数	
						設置 型	巡回 型
広島市	976, 456	906. 69	928. 55	276	3, 538	20	
呉市	176, 604	352. 83	1, 997. 86	97	1, 821	18	
竹原市	20, 411	118. 23	5, 792. 46	27	756	2	
三原市	73, 985	471. 51	6, 373. 05	77	961	6	
尾道市	108, 387	284. 88	2, 628. 36	84	1, 290	8	
福山市	377, 604	517. 72	1, 371. 07	155	2, 436	17	
府中市	30, 882	195. 75	6, 338. 64	27	1, 144	2	
庄原市	27, 543	1, 246. 49	45, 256. 14	79	349	7	
大竹市	22, 020	78. 66	3, 572. 21	13	1, 694	4	4
東広島市	150, 997	635. 15	4, 206. 37	81	1, 864	10	
廿日市市	96, 436	489. 49	5, 075. 80	54	1, 786	6	
安芸高田市	22, 418	537. 71	23, 985. 64	33	679	7	2
江田島市	18, 252	100. 65	5, 514. 46	22	830	5	
三次市（現在）	41, 155	778. 18	18, 908. 52	78	528	9	7
合計	2, 143, 150	6, 713. 94	3, 132. 74	1, 103	1, 943	121	13

三次市（再編後）	41, 155	778. 18	18, 908. 52	59	698
----------	---------	---------	-------------	----	-----

※期日前投票所数については、令和 4 年 7 月執行参議院議員通常選挙
（期日前投票 16 日間）の投票所数